平成２７年（フ）第２３８号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目３番30号
メゾン山田205号
債務者　高山　龍実
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝田　泰司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１３号
大阪府羽曳野市西浦1578番地の29
債務者　石塚　奉行
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
大阪府羽曳野市西浦1578番地の29
債務者　石塚めぐみ
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４号
埼玉県秩父市久那2731番地１
債務者　北岡　俊子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４号
秋田県湯沢市字前島66番地３
債務者　小松　弥生
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３３５号
和歌山市杭ノ瀬451番地の12
債務者　林　　貴子（旧姓丸山・松本）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９２号
和歌山市毛見981番地の２　プリシェール毛見105号
債務者　山崎慎太郎
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３９６号
和歌山県岩出市北大池327番地の３
債務者　立川　啓輔
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９号
和歌山市吉田312番地　灰友ハイツ103
債務者　弓場　大輔
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
和歌山市園部401番地の52　鳴滝団地Ａ５－401号室
債務者　真田　正行
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
和歌山県紀の川市上野222番地２
債務者　吉村　由樹
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
和歌山県紀の川市上野222番地２
債務者　吉村真由美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
函館市銅山町11番地　ケアハウスおおぞら
債務者　林　　淳子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７４号
函館市八幡町２番17号
債務者　菅原　裕太
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７６号
函館市本通４丁目１番11号　クリアコート結
債務者　中野　　透
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２号
岐阜県大垣市東前３丁目５番地　フレグランスＮＵＮＡＭＩ　Ａ202
債務者　前川みどり
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
新潟県長岡市曲新町２丁目12番８号
債務者　殖栗　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
新潟県十日町市下条４丁目403番地３
債務者　波形　茂明
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係